

可 搬 型 階 段 昇 降 機 ス カ ラ モ ー ビ ル  
重 大 製 品 事 故 対 応 の ご 連 絡

日頃は、弊社製品をご愛用頂きまして、誠にありがとうございます。

弊社が輸入販売した可搬型階段昇降機 スカラモービルのご使用中に、階段から転落され、昇降機搭乗者様が、骨折・ご逝去となる重大事故が 2019 年～2022 年の間で 5 件（後述）発生いたしました。

このような重大事故事例に鑑み、本機器を必要とされている利用者様並びに操作者様にいかに安全に有効利用していただくかを重点課題として、ご使用のスカラモービルにつきまして、再発防止のため安全な操作方法についての再講習会を実施させていただくことといたしました。

つきましては誠に恐れ入りますが、現在、階段昇降機スカラモービルをご使用いただいているお客様におかれましては、機器状況の確認、再講習のための調整をさせていただきたく存じますので、下記の「(株)アルバジャパン本部連絡先」までご一報いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、販売店様からのお客様情報に基づき、弊社より文書にてご連絡をさせていただきます。

ご愛用の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。  
ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2023 年 1 月 12 日

株式会社 アルバジャパン

株式会社アルバジャパン 本部連絡先 03-3984-1345

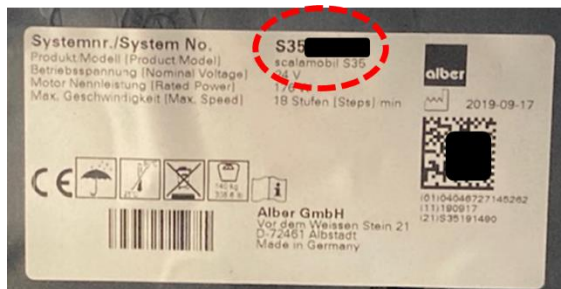
受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日及び当社指定休日を除く）

## 対象型式



## 製品番号の記載位置と記載例

※S35 シリーズの場合(製品番号)



製品シリアルシール

バッテリーパックを抜いた本体奥にシリアルシールが添付されております。

製品名	型式番号	製品名	型式番号
S30	S30*****	S36	S36*****
S31	S31*****	S38	S38*****
S35/S35P	S35*****	S39	S39*****

## 事件事例 1

### <事故内容>

認知症のある搭乗者様が、階段下降中に手すりを掴む行為がみられた。操作者様が昇降機のハンドルから片手を離し、搭乗者様の手を手すりから振り解こうとした。その際に操作者様が前傾姿勢になったことで昇降機を身体で前方へ押し立ててしまい、階段上で極端な前方傾斜状態となった。搭乗者様はシートベルト未着用であったため、階段 3 段分の高さより滑落。後頭部と頸椎を殴打し意識不明。負傷入院し 42 日後にご逝去。

### 《再発防止の適切な運用方法》

- ・シートベルト・保護帽子の着用(必須)
- ・緊急停止の体制を確保した後に搭乗者様への注意喚起や手すりを離す動作に移る。
- ・使用環境や搭乗者状況・状態によって「操作者」と「見守り者(補助者)」の 2 名体制運用

## 事件事例 2

### <事故内容>

操作当日の寒さの関係で搭乗者様が厚着をされており、昇降機の座位が浅くなりシートベルト未着用のまま昇降動作を開始された。階段上で全体のバランスが崩れ昇降機が立て気味になった瞬間、搭乗者様は臀部より滑り落ちる形で階段 5 段分の高さより搭乗者様が滑落。後頭部を打ち意識不明。負傷入院し 16 日後にご逝去。

### 《再発防止の適切な運用方法》

- ・シートベルト・保護帽子の着用(必須)
- ・安全な座位姿勢を保持していることが確認できてから操作を開始する。
- ・使用環境や搭乗者状況・状態によって「操作者」と「見守り者(補助者)」の 2 名体制運用

## 事件事例 3

### <事故内容>

搭乗者様は認知症の影響で、普段から着座した状態で、右側の階段を数回蹴る行為があった。操作者様が注意喚起すると、蹴る動作を止め着座して階段昇降していたが、当日は壁を蹴る

行為が止まない状態で、階段上昇動作を開始。4段目にさしかかったところで、右足で蹴る反動で搭乗者様の座位が崩れ頭部が右側へ傾いた。操作者様が咄嗟に昇降機ハンドルから手を離し、搭乗者様を支えようとした際に全体のバランスが前方方向へ起き上がってしまい転落。搭乗者様は頭部を強く打ち出血。意識不明のまま搬送され同日ご逝去。

《再発防止の適切な運用方法》

- ・シートベルト・保護帽子の着用(必須)
- ・緊急停止の体制を確保した後に搭乗者様への注意喚起。
- ・搭乗者様の危険行為がある時は、操作をしない
- ・使用環境や搭乗者状況・状態によって「操作者」と「見守り者(補助者)」の2名体制運用

#### 事故事例 4

＜事故内容＞

階段上昇操作中に操作者様が階段を1段上がることを忘れてしまったため、下の段から昇ってくる昇降機が通常操作時よりも直立状態になってしまった。

そのため全体のバランスが前方方向へ傾く形となり転落。搭乗者様はシートベルトをしていたため、滑落することなく、右半身から前方は昇降機とともに落下し、右大腿部を骨折。搭乗者様は当日、保護帽子の着用拒否し自前の帽子を着用していた。

《再発防止の適切な運用方法》

- ・シートベルトと保護帽子着用(必須)
- ・バランスが前方へ崩れたことを認識したら、直ぐに緊急停止の体制を確保する。
- ・使用環境や搭乗者状況・状態によって「操作者」と「見守り者(補助者)」の2名体制運用

#### 事故事例 5

＜事故内容＞

降り駆動開始時に階段先端(段鼻)より昇降機が離れてしまったことにより、本来1段下の階段に着地をする駆動タイヤが駆動開始の同一フロアに着地。また昇降機操作時の傾斜角度が安全な操作角度よりも前方転倒が発生しやすい直立状態に近い状態で操作されたこと、搭乗者様が身体を起こす動作も加わり、昇降機全体が前方方向へ傾斜し、操作者様、搭乗者様、機体が階段16段転落。搭乗者様はシートベルト・保護帽子ともに未着用であった。頭部を強く打ち意識不明のまま入院。入院5日後にご逝去。

《再発防止の適切な運用方法》

- ・シートベルト・保護帽子の着用(必須)
- ・駆動タイヤ・ブレーキ部分が段鼻より 35mm 離れた滑り止めの位置から駆動を開始する場合、機体を十分に操作者様側へ寝かせる状態が必要
- ・駆動スイッチを押した際に、駆動タイヤが操作者様側に引き戻されないようにする
- ・バランスが前方へ崩れたことを認識したら、直ぐに緊急停止の体制を確保する。
- ・使用環境や搭乗者状況・状態によって「操作者」と「見守り者（補助者）」の2名体制運用